

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事の行政文書不存在決定（情報公開条例（平成2年宮城県条例第18号。以下「旧条例」という。）の下で行った公文書開示請求書の不受理通知）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、旧条例第5条第1項の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成11年5月24日に、「川崎町支倉台団地農地転用許可（昭和49年4月16日付け）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書が存在しない理由を「10年の保存期間満了により、不存在のため」として、平成11年6月4日、異議申立人に公文書開示請求書を受理できない旨の通知（以下「本件通知」という。）をした。
- 3 異議申立人は、平成11年7月1日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件通知を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成11年8月18日、本件開示請求に対応する行政文書が存在しない理由として「農地転用許可後の工事の進捗状況報告書については、5年の保存期間満了により、不存在のため」を追加した。

第3 条例改正による取扱い

宮城県では、旧条例を改正し、改正した情報公開条例（平成11年宮城県条例

第10号。以下「新条例」という。)は、平成11年7月1日から施行している。

なお、旧条例の規定による公文書の開示の請求、公文書の開示をするかどうかの決定、不服申立て、諮問、手続等については、新条例附則における経過措置により、新条例の規定による行政文書の開示の請求、開示決定等、不服申立て、諮問、手続等とみなしている。

第4 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件通知の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述で主張している異議申立ての内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 事業継続中にもかかわらず、10年の保存期間満了との理由で不存在と措置したのは、違法又は不当である。許可条件が遵守され、工事の完了検査が終了してから保存期間の計算が進行すべきである。
- (2) 開示決定等の理由には、事業計画者が平成4年以降工事の進捗状況報告を怠っていたとあり、このような場合には、宮城県は農地法第4、5条許可台帳により把握できるとある。しかし、未着工・完了・未完了・未報告は把握できない。どの様にして把握できるのか疑問である。
- (3) 大臣あての申請書の提出があったときに、知事が意見書を作成し、申請書に添付して進達するためには、知事が許可から完了まで把握していなければならない。大臣が個々の事案を指揮監督することは困難であり不可能である。また、一定面積以下の許可権限が機関委任事務として知事にある以上、その範囲内においては知事は法の要求する進捗状況等を把握しておく必要がある。
- (4) 知事許可面積内においては、許可条件を充足しなければ、現状回復等の厳しい措置が採られている。より広い面積における許可条件を充足しない本事案において、知事の権限外として放置されるならば法の公平な運用が妨げられることになる。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 農地転用許可について

農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定に基づく農地転用の許可は、事業面積によって許可権者が異なり、本件開示請求に係る農地転用許可は、事業面積が11.4ヘクタールであることから、農林大臣（現在は、農林水産大臣）の許可である。

農林水産大臣許可に係る事務手続において都道府県知事は、農地等転用関係事務処理要領（昭和46年4月26日付け46農地B500農林省農地局長通達）第1の1の(6)の規定に基づき「申請書の記載事項等につき検討して(略)意見書を作成し、申請書に添付して(略)地方農政局長に進達する」とこととされている。

また、許可を受けた事業計画者は、農地等転用関係事務処理要領第1の1の(8)のイの規定に基づき、「許可の日から三ヶ月後及びその後一年ごとに工事の進捗状況を報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること」とされている。

2 不存在であることについて

農地転用許可に係る事務手続から、本件開示請求に対応する行政文書として、次のものが想定される。

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請書（写し）
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請書に係る意見書（写し）
- (3) 農地法第5条の規定による許可書（写し）
- (4) 農地転用許可後の工事の進捗状況報告書（写し）

上記文書については、書庫を数度にわたり探したところ不存在であり、その理由は、次のとおりである。

上記文書の整理及び保存については、農地法では特に定めがないことから、文書規程（昭和43年宮城県訓令甲第4号）の規定に従うことになる。

文書規程第39条では、完結文書の編集は会計年度により区分すること、同規程第40条第1項では、文書の保存年限の種別は、永年、10年、5年、3年、1年であること、同条第2項では、文書の保存年限は、会計年度の翌年度の初日から起算すること、同規程第41条では、保存年限の種別の基準がそれぞれ定められている。

これらの規定に基づき、上記(1)から(3)までの行政文書は、10年保存に分類し、上記(4)の行政文書は、5年保存に分類している。

よって、上記(1)から(3)までの行政文書については、文書が完結した日（許可日である昭和49年4月16日）の翌年度初日（昭和50年4月1日）から既に10年以上が経過していることから、保存年限満了により不存在であることについて、違法又は不当な点はないものである。また、上記(4)の行政文書についても、最後に提出された工事の進捗状況報告書（平成4年4月14日付け）の翌年度初日（平成5年4月1日）から5年以上が経過していることから、保存年限満了により不存在であることについて、違法又は不当な点はないものである。

なお、進捗状況報告書については、一年ごとに提出されて然るべきであるが、事業計画者が平成4年以降工事の進捗状況報告を怠っていたものである。このような場合には、許可権者である農林水産大臣から権限を委任されている東北農政局長が催告又は指導を行い、その旨を都道府県知事に通知することとされており、進達機関である宮城県知事は事業計画者に催告をする権限はない。工事の進捗状況については、農地法第4、5条許可台帳により把握できるものである。

第6 審査会の判断理由

1 新条例の基本的な考え方について

新条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用さ

れなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、新条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件開示請求に対応する行政文書等について

(1) 農地転用許可について

農地法第5条の規定に基づく農地転用の許可は、事業面積によって許可権者が異なっており、事業計画に係る面積が2ヘクタール（平成10年11月1日から4ヘクタールに改正）を超える場合には、農林大臣（昭和53年7月5日から農林水産大臣に改正）の許可とされている。本件開示請求に係る農地転用許可については、農地法第4、5条許可台帳により確認したところ、許可面積が約11.4ヘクタールであること、及び昭和49年4月16日付けの許可であることから、農林大臣の許可（以下「大臣許可」という。）であると認められる。

農地法第5条の規定に基づく許可申請書の提出は、農地法施行規則第6条の規定に基づき、大臣許可に係るものについては都道府県知事を経由することとされている。そして、大臣許可に係る申請書の提出があったときは、農地等転用関係事務処理要領第1の1の(6)の規定に基づき、都道府県知事は、申請書の記載事項等につき検討して意見書を作成し、申請書に添付して地方農政局長に進達することとされている。また、進達した申請書に対する指令書の送付を地方農政局長から受けたときは、当該指令書を申請者に交付することとされている。

他方、農地転用許可には、同要領第1の1の(8)のイの規定に基づき、「許可の日か」ら三ヶ月後及びその後一年ごとに工事の進捗状況を報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること」という条件を付するものとされていることから、許可を受けた事業計画者は、農地転用許可後の工事の進捗状況について報告することとなる。

(2) 本件開示請求に対応する行政文書について

農地法等の諸規定に基づく事務手続から判断すると、本件開示請求に対応する行政文書は、農地法第5条の規定による許可申請書（写し）、農地法第

5条の規定による許可申請書に係る意見書（写し）及び農地法第5条の規定による許可書（写し）（以下「大臣許可に係る許可書等」という。）並びに農地転用許可後の工事進捗状況報告書（写し）（以下「進捗状況報告書」という。）であると考えられる。このうち、進捗状況報告書については、許可の日から三ヶ月後及びその後一年ごとに提出することとされているものの、本件開示請求に係るものについては、農地法第4、5条許可台帳により確認したところ、平成4年4月14日提出分を最後に実施機関に提出されていないことから、当該進捗状況報告書が直近のものと考えられる。

なお、本件開示請求に対応する行政文書の整理・保存については、農地法等に定めがないことから、実施機関においては、文書規程の規定に基づき事務処理していると認められる。

3 不存在について

完結文書の編集及び製本について定められている文書規程第39条第1項の規定によれば、完結文書の編集は、会計年度により区分することとされている。また、文書の保存年限の起算については、文書規程第40条第2項により「会計年度によるものは翌年度（略）の初日から起算する」とされている。そして、「完結文書」とは、「文書規程の取扱要領について」（昭和46年3月30日付け副知事依命通知）第37条関係の(2)により「決裁文書で一定の手續に従って施行され、かつ、事案の処理が完結したもの及び供覧することによって処理される文書で供覧が完了したものをいうものである」とされている。

農地転用許可の権限のない進達機関である実施機関においては、大臣許可に係る許可書等及び進捗状況報告書は、当該文書の供覧によって文書が完結することから、大臣許可に係る許可書等は昭和49年度の完結文書であり、直近の進捗状況報告書は平成4年度の完結文書であると解される。

他方、文書規程に基づく文書分類表により、大臣許可に係る許可書等については、「農地転用大臣許可」として保存年限10年、また、進捗状況報告書については、「農地転用事業実施状況調査」として保存年限5年と定められていることが認められる。

このことから、昭和49年度の完結文書である大臣許可に係る許可書等は、文書規定に基づき、原則として10年が経過する昭和59年度終了時点で保存

年限が経過し、廃棄されるものである。また、同様に、平成4年度の完結文書である直近の進捗状況報告書は、原則として5年が経過する平成9年度終了時点で保存年限が経過し、廃棄されるものであり、平成4年度以前の進捗状況報告書の取扱いについても同様である。

以上のことを踏まえ、当審査会が事情聴取等の調査を行ったところ、本件開示請求に対応する行政文書は、次の理由により不存在であると認められる。

イ 実施機関は、文書を保存している書庫を調査しているにもかかわらず、本件開示請求に対応する行政文書の存在を確認できていないこと。

なお、当審査会の調査においても当該文書の存在は確認できなかった。

ロ 本件開示請求に係る農地転用許可及び当該許可後の指導については権限のない、進達機関である実施機関は、許可権者の保有する文書の写しを保有しているにすぎないことから、文書規程に基づく文書取扱いの通常運用において、本件開示請求に対応する行政文書を保存年限経過後も引き続き保存している状況にあるとは認められない。したがって、当該文書の廃棄を明示的に証明する文書は存在しないものの、当該文書は、保存年限の経過をもって既に廃棄処理されたと判断できる。

なお、当審査会は、本件開示請求に対応する行政文書の有無について判断を行うものであり、前記第4の2の異議申立人の主張の適否については、当審査会の判断する内容ではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が、本件開示請求に対応する行政文書が不存在であるとした決定は妥当である。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
11 . 8 . 25	諮問を受けた。(諮問第80号)
11 . 10 . 8	異議申立人から意見書を受理した。
11 . 12 . 20 (第132回審査会)	事案の審議を行った。
12 . 2 . 2 (第133回審査会)	異議申立人から意見等を聴取した。 実施機関(産業経済部農業振興課)から開示 決定等の理由を聴取した。
12 . 2 . 17 (第134回審査会)	事案の審議を行った。
12 . 3 . 14 (第135回審査会)	事案の審議を行った。
12 . 4 . 14 (第136回審査会)	事案の審議を行った。